



平成 30 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 シルバーライフ  
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 貴久  
(コード番号：9262 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 管 理 部 長 片 寄 達 哉  
(TEL. 03-6300-5629)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 10 月 29 日開催予定の第 11 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

(2) 今後の事業範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(3) その他、文言の軽微な修正、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 10 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 10 月 29 日 (予定)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～12 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>13</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権</u>の割当てを受ける権利</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～12 (現行どおり)</p> <p><u>13</u> <u>広告代理業</u></p> <p><u>14</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店</u>を東京都新宿区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>募集株式</u>又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>また</u>は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株主に関する取扱い及び手数料については、法令<u>また</u>は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第 12 条 (条文省略) 2 前項のほか、株主<u>または</u>登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議によって、<u>予め</u>公告してそのための基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>また</u>は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又</u>は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株主に関する取扱い及び手数料については、法令<u>又</u>は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第 12 条 (現行どおり) 2 前項のほか、株主<u>又</u>は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ</u>公告してそのための基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又</u>は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員であ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名、及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催する</p>	<p><u>る取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中からその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第23条 監査等委員会は、監査等委員の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>る。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 28 条 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(取締役への委任)</u> 第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>(取締役会規程)</u> 第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 33 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	第5章 会計監査人
<p>第36条～第37条(条文省略)</p>	第34条～第35条(現行どおり)
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	(会計監査人の報酬等)
<p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条(条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第40条 当社は株主総会の決議によって、剰余金(以下「期末配当金」という。)の配当を、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主及び登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は取締役会の決議によって毎年1月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第42条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条(現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、剰余金(以下「期末配当金」という。)の配当を、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第40条(現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、<u>第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>第11回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>